

一般国道9号 三隅・益田道路

道路建設事業の再評価項目調書

事業名 一般国道9号 三隅・益田道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 中国地方整備局	
起終点 自：島根県浜田市三隅町 至：島根県益田市遠田町	延長	15.2 km			
事業概要					
<p>一般国道9号は、京都市から下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。</p> <p>三隅・益田道路は、島根県浜田市三隅町と益田市遠田町を結ぶ延長15.2kmの自動車専用道路である。</p> <p>事業目的は、緊急輸送道路の確保、第三次救急医療機関へのアクセス向上、広域観光ルートの形成を図ることである。</p>					
H24年度事業化	H22年度都市計画決定	H26年度用地着手	H27年度工事着手		
全体事業費	約660億円	事業進捗率 (H28年度末見込)	18%	供用済延長	0.0 km
計画交通量	14,200 ～ 16,200台/日				
費用対効果分析結果	B/C (3便益) 1.4	総費用	総便益	基準年	
		533億円 事業費：494億円 維持管理費：39億円	744億円 走行時間短縮便益：532億円 走行経費減少便益：156億円 交通事故減少便益：55億円	平成23年	
感度分析の結果					
<p>交通量：B/C=1.2～1.6(交通量±10%) 事業費：B/C=1.3～1.5(事業費±10%) 事業期間：B/C=1.3～1.5(事業期間±20%)</p>					
事業の効果等					
<p>①円滑なモビリティの確保 ・浜田市から萩・石見空港へのアクセス向上が期待される</p> <p>②物流効率化の支援 ・益田市から浜田港（重要港湾）へのアクセス向上が期待される</p> <p>③国土・地域ネットワークの構築 ・高規格幹線道路「山陰自動車道」に並行する自動車専用道路の一部として位置づけ</p> <p>④個性ある地域の形成 ・島根県東部からの津和野（太鼓谷稲荷神社等）（H27 観光入込み客数：56万人/年）等へのアクセス向上が期待される</p> <p>⑤安全で安心できるくらしの確保 ・第三次救急医療機関（浜田医療センター）へのアクセス向上が期待される</p> <p>⑥災害への備え ・第1次緊急輸送道路である国道9号の代替路線として機能する</p> <p>⑦地球環境の保全 ・CO2排出量の削減が期待される</p> <p>⑧生活環境の改善・保全 ・NOx排出量の削減が期待される ・SPM排出量の削減が期待される</p> <p>⑨他のプロジェクトとの関係 ・「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画（H28.3）」に位置づけられている ・大規模事業（一般国道9号 浜田・三隅道路）と一体的に整備する必要がある ・「島根県総合発展計画（H28.3）」、「第2次浜田市総合振興計画（H28.3）」、「第5次益田市総合振興計画後期基本計画（H28.3）」に位置づけられている</p>					

関係する地方公共団体等の意見

三隅・益田道路は、医療環境の向上、災害時の代替機能や通勤圏の拡大など地域住民の生活を大きく向上することが期待されており、2市2町（益田市、浜田市、津和野町、吉賀町）から構成される「浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会」より、早期整備の要望（平成28年10月）を受けている。

三隅・益田道路は、当地域の都市圏形成の基本となる交通の利便性向上による近隣都市圏との時間短縮が期待されており、4団体（益田商工会議所、浜田商工会議所、石央商工会、美濃商工会、津和野町商工会、吉賀町商工会）から構成される「浜田・益田間高規格道路建設促進経済団体期成同盟会」より、早期整備の要望（平成28年10月）を受けている。

三隅・益田道路は、萩・石見空港や浜田港への安定した物流網の確保により地域経済の自立的発展が期待されており、石見臨空ファクトリーパークに立地する9社で構成される「石見臨空ファクトリーパーク立地企業連絡会」より、早期整備の要望を受けている。

島根県知事の意見：対応方針（原案）について妥当である。

一般国道9号三隅・益田道路は、地域産業の活性化や地域間交流の促進に大きく寄与するとともに、国道9号の事故・災害時の代替道路機能の確保、救急医療活動の支援に必要な路線であることから早期完成を図って頂きたい。

また、山陰道の未着手区間の早期事業着手、特に計画段階評価中の小浜～田万川間については平成29年度の新規事業化を行うとともに、事業中区間の事業促進を図り、2020年を目途に山陰道全線の開通を図って頂きたい。

なお、道路利用者から声が上がっているトイレ等の休憩施設について、現道の道の駅への案内誘導等、配慮願いたい。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

・三隅・益田道路の東側に位置する「一般国道9号 浜田・三隅道路」（原井IC～西村IC間）がH26年度に供用。H28年内に西村IC～石見三隅IC間が開通予定。

事業の進捗状況、残事業の内容等

平成28年度末で事業全体の進捗率は18%見込みである。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

現在は用地買収および工事着手をしており、早期開通を目指し事業を推進する。

施設の構造や工法の変更等

今後の実施にあたっては、コスト縮減を図りつつ事業を推進していく。

対応方針 事業継続

対応方針決定の理由

以上の状況を勘案すれば事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
 ※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳と一致しないことがある。

一般国道9号 三^み隅^{すみ}・益^{ます}田^だ道路

事業再評価 要点審議

平成28年10月

国土交通省 中国地方整備局

【参考】前回のとりまとめの結果

(1) 三隅・益田道路

一般国道9号 三隅・益田道路

◆3便益による費用便益比

項目	全体事業
総費用 (C)	533
事業費	494
維持管理費	39
便益額 (B)	744
走行時間短縮便益	532
走行経費減少便益	156
交通事故減少便益	55
費用便益比	1.4
経済的内部収益率 (EIRR)	6.0%

(億円)

便益計測対象項目	内容
走行時間短縮便益	道路整備により、周辺道路も含めた走行時間が短縮される効果を貨幣価値として計測する。
走行経費減少便益	道路整備によって混雑の緩和等走行条件が改善されることによる走行のために必要な費用の減少量として計測する。走行経費には燃料費、オイル費、タイヤ・チューブ費、車両費、車両償却費等が含まれる。
交通事故減少便益	道路整備によって周辺道路の交通量が減少することに伴う交通事故による社会的損失の減少を貨幣価値として計測する。交通事故の社会的損失には運転者、同乗者、歩行者に関する人的損害額、交通事故による損壊を受けける車両や構造物に関する物的損害額、交通渋滞による損失額が含まれる。

※1: 総費用、総便益については、基準年(H23)における現在価値を記入。

※2: 総便益には、3便益(走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益)を計上。

※3: 費用及び便益の合計は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

◆道路の役割

■道路の役割(+α)

- ①土砂災害危険箇所回避や災害等における通行止め時における緊急輸送道路の確保
- ②第三次救急医療機関(浜田医療センター)へのアクセス向上[約46分→約38分(8分短縮)]
- ③点在する観光地からの連携が図られることによる、広域な観光ルートの形成
- ④益田市から松江市(県庁所在地)への連絡時間の短縮による、地域間のアクセス向上

◆まとめ

計画交通量	総事業費	総費用(C)	3便益(B)	その他の便益	費用対効果(B/C) ()内は残事業B/C
14,200台~16,200台/日	約660億円	533億円	744億円	+α	1.4+α

※1 基準年：H23年

※2 H17ベース第1段階の改善を使用

【参考】費用対効果分析実施判定票

(1) 三隅・益田道路

一般国道9号 三隅・益田道路

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度：平成28年度

事業名：一般国道9号 三隅・益田道路

担当課：

担当課長名：

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業の目的である「緊急輸送道路の確保、第三次救急医療機関へのアクセス向上、広域な観光ルートの形成、島根県内の拠点都市へのアクセス性向上を図る」に変更がない。	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠[地元情勢等の変化がない]	対象路線沿線市町村の人口 H24:108,434人 → H27:104,419人(浜田市、益田市) 対象路線沿線市町村の自動車保有台数 H24:79,882台 → H26:80,730台(浜田市、益田市)	■
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2～4)について、各項目が感度分析幅の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニユアルの変更に 判断根拠[B/Cの算定方法に変更がない]	費用便益分析マニユアル(H20.11.28)に変更がない。	■
2. 需要量等の変更に 判断根拠[需要量等の減少が10%*以内]	前回需要量 2,784,900台TE/日 → 今回 2,785,000台TE/日 変化率 0%	■
3. 事業費の変化 判断根拠[事業費の増加が10%*以内]	前回事業費 66,000百万円 → 今回事業費 66,000百万円 変化率 0%	■
4. 事業展開の変化 判断根拠[事業期間の延長が10%*以内]	前回事業展開 H24年度～H32年度 9年 → 今回事業展開 H24年度～H32年度 9年 変化率 0%	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	直近3箇年の事業費の平均に対する分析費用0.2% ≤ 基準値1.0 前回評価時の感度分析下位ケース1.2 ≥ 基準値(1.0)	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	H23新規事業採択時に費用対効果分析を実施している。	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

4. 今後の対応方針（原案）

（1）三隅・益田道路

一般国道9号 三隅・益田道路

1.再評価の視点

①事業の必要性の視点

1) 事業を巡る社会情勢等の変化

◇社会経済情勢の変化がない

2) 事業の効果

◇費用便益比 (B/C) =1.4(事業全体) ←H23新規事業採択時

◇道路の役割

- ①土砂災害危険箇所の回避や災害等における通行止め時における緊急輸送道路の確保
- ②第三次救急医療機関(浜田医療センター)へのアクセス向上[約46分→約38分(8分短縮)]
- ③点在する観光地からの連携が図られることによる、広域な観光ルートの形成
- ④益田市から松江市(県庁所在地)への連絡時間の短縮による、地域間のアクセス向上

3) 事業の進捗状況

◇平成28年度末で事業全体の進捗率は18%となる見込みである。

②事業の進捗見込み

◇現在は用地買収および工事着手をしており、早期開通を目指し事業を推進する。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性

◇今後の実施にあたっては、コスト縮減を図りつつ事業を推進していく。

2.県への意見照会結果

◇島根県知事の意見：対応方針（原案）について妥当である。

一般国道9号三隅・益田道路は、地域産業の活性化や地域間交流の促進に大きく寄与するとともに、国道9号の事故・災害時の代替道路機能の確保、救急医療活動の支援に必要不可欠な路線であることから早期完成を図って頂きたい。

また、山陰道の未着手区間の早期事業着手、特に計段階評価中の小浜～田万川間については平成29年度の新規事業化を行うとともに、事業中区間の事業促進を図り、2020年を目途に山陰道全線の開通を図って頂きたい。

なお、道路利用者から声が上がっているトイレ等の休憩施設について、現道の道の駅への案内誘導等、配慮願いたい。

【今後の対応方針(原案)】

◇上記①、②の各視点により、以上の状況を勘案すれば、事業の必要性・重要性は変わらないと考えられるため、今後とも**事業継続が妥当**。

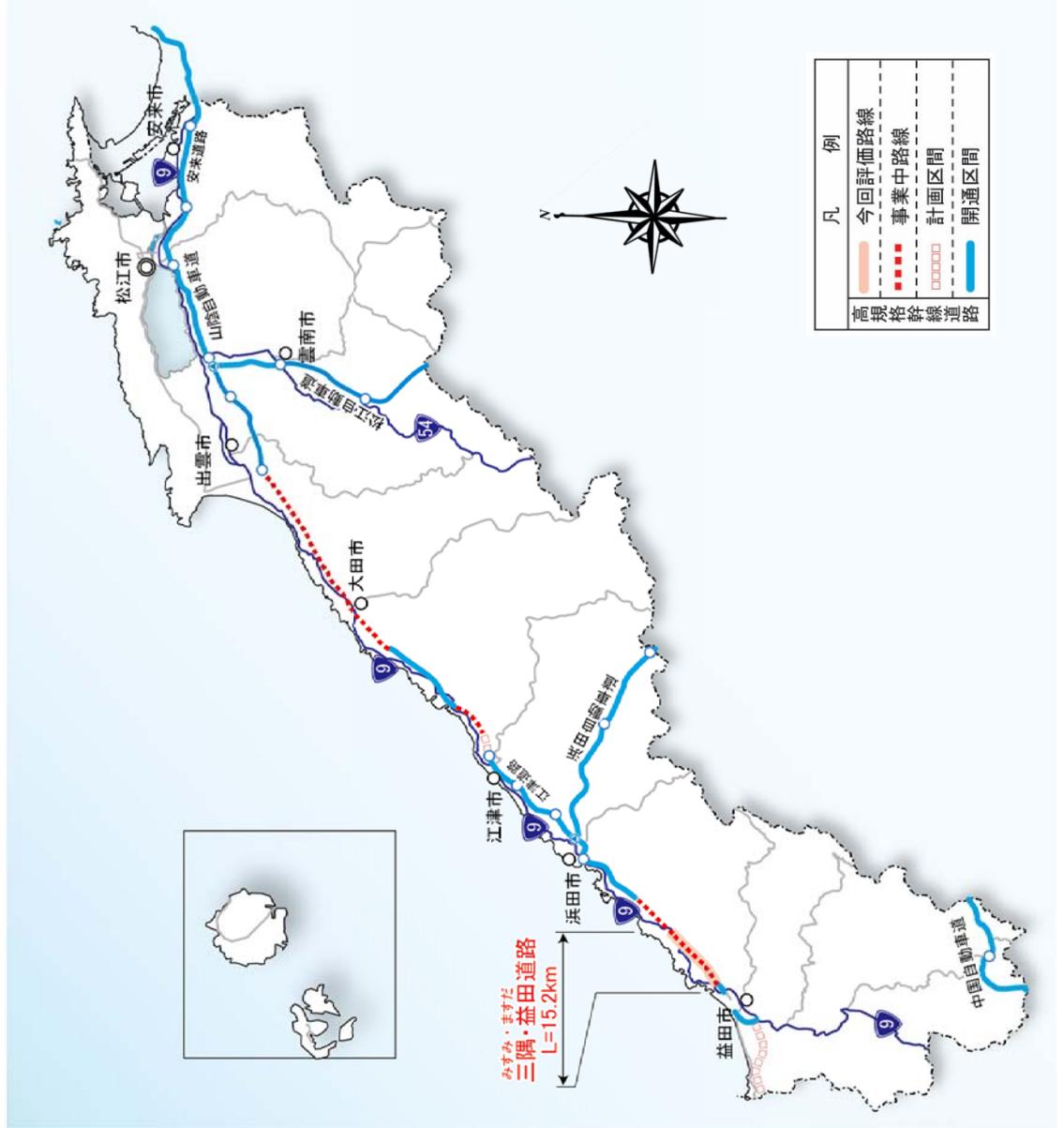
◇今後の事業実施にあたっては、コスト縮減に努力しつつ、効率的な事業実施に努める。

1. 事業概要

(1) 位置図

一般国道9号 三隅・益田道路

- 一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。
- 三隅・益田道路は、島根県浜田市三隅町から益田市遠田町に至る延長15.2kmの自動車専用道路である。



1. 事業概要

(2) 事業目的と計画概要・経緯

一般国道9号 三隅・益田道路

・【目的】緊急輸送道路の確保、第三次救急医療機関へのアクセス向上、広域観光ルートへの形成

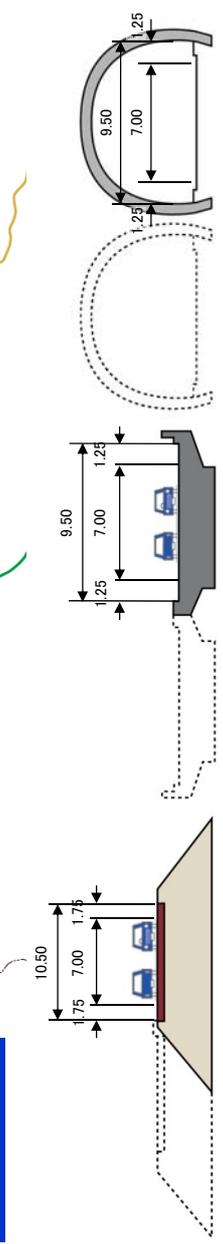
計画概要図



計画概要

起 終 点	起点：浜田市三隅町 終点：浜田市遠田町
計 画 延 長	15.2km
道 路 規 格	第1種第3級
設 計 速 度	80km/h
車 線 数	暫定2車線
都市計画決定	平成22年10月
事業着手年度	平成24年度
用地着手年度	平成26年度
工事着手年度	平成27年度
全体事業費	約660億円

標準断面図



※破線部分は4車線完成時

2. 事業の必要性

(1) 現状の課題

一般国道9号 三隅・益田道路

道路ネットワークの脆弱性

- ・三隅・益田道路の並行区間の国道9号は通行規制が年間3.2回発生。通行止め時は渋滞や大幅な迂回が強いられる。
- ・三隅・益田道路の整備により、緊急輸送道路が確保され道路の安全性・信頼性が向上する。

三隅・益田道路の並行区間の通行規制実績(H18～H27)

発生年度	全面通行止め		片側通行止め	
	件数	規制時間	件数	規制時間
H18	1	13分	-	-
H19	1	18分	3	7時間15分
H20	2	3時間21分	-	-
H21	-	-	4	917時間35分
H22	-	-	-	-
H23	1	26分	2	1時間20分
H24	1	1時間16分	7	10時間48分
H25	1	33分	1	35分
H26	1	1時間	2	30分
H27	2	1時間53分	3	4時間59分
合計	10	9時間	22	943時間2分
平均	1	54分	2.2	94時間18分

合計3.2回

※1:事故・災害による通行規制を対象とする。

◆上り線(益田側)の渋滞状況



平成21年7月21日の豪雨※により益田市木部町大浜付近で発生した法面変状、擁壁変状に伴う片側交互通行規制の影響で、益田側では最大800mの渋滞が発生。

片側交互通行規制
39日間
7/21~8/28

※平成21年7月中国・九州北部豪雨

通行止め発生時の迂回路



通常時(現況)
距離:4.4km
所要時間:63分

迂回時
距離:100km
所要時間:117分

通常時と比較して、
約2.0倍の時間が必要



平成21年7月法面擁壁変形(益田市木部町) 昭和58年7月水害(浜田市三隅町)

<凡例>	
■	山陰道(事業中区間)
■	高速自動車道
■	国道9号
■	迂回路ルート
⊗	全面通行止め発生箇所(H18~H27)
⊗	片側通行規制発生箇所(H18~H27)
車線数	2車線
	1車線
通行規制区間(規制区間:時間雨量)	

県道以上で事前通行規制区間が無く、2車線が確保されているルートを設定。

2. 事業の必要性

(1) 現状の課題

一般国道9号 三隅・益田道路

第三次救急医療機関へのアクセス

- ・三隅・益田方面から浜田方面への救急搬送は年間約255件。
- ・島根県西部地域には第三次救急医療機関が浜田市(浜田医療センター)しかなく、第三次救急医療機関へ60分で到達できない地域が広く存在。

浜田医療センターからの到達60分圏域

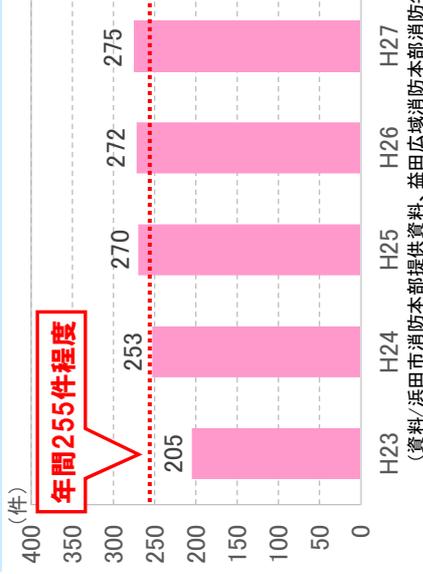


島根県西部には60分圏域外の地域が広く存在

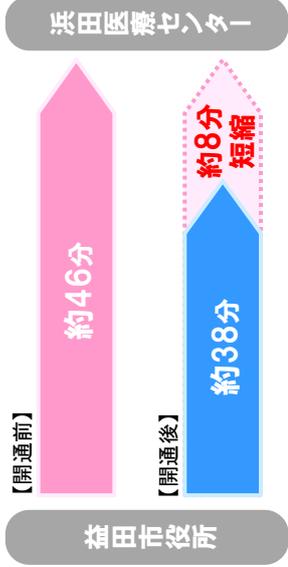
【島根県西部※の60分圏域人口】



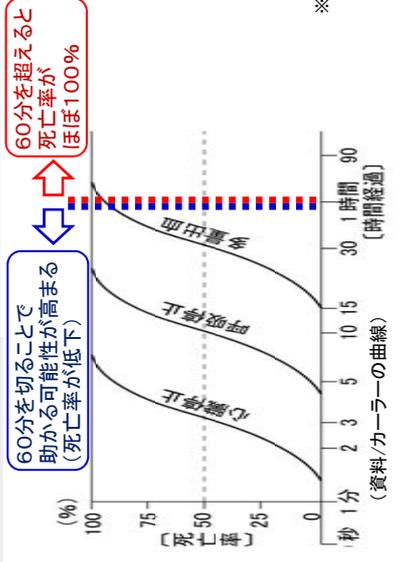
三隅・益田方面から浜田方面への救急搬送件数の推移



所要時間の変化



時間経過と死亡率の関係



出

※所要時間
開通前: H22センター規制速度、山陰道(浜田・三隅道路(原井IC~西村IC)70km/hで算出
開通後: 山陰道(浜田・三隅道路、三隅・益田道路)70km/hで算出

■: 現況 (H28) の60分圏域
■: 開通後に追加される60分圏域
《道路ネットワーク》 現況: H28.4現在の道路網
開通後: 上記に対し、三隅・益田道路、浜田・三隅道路(西村IC~石見三隅IC間)が開通
《速度条件》 H22センター規制速度。その他H22以降に開通した道路の設定速度は規制速度で算

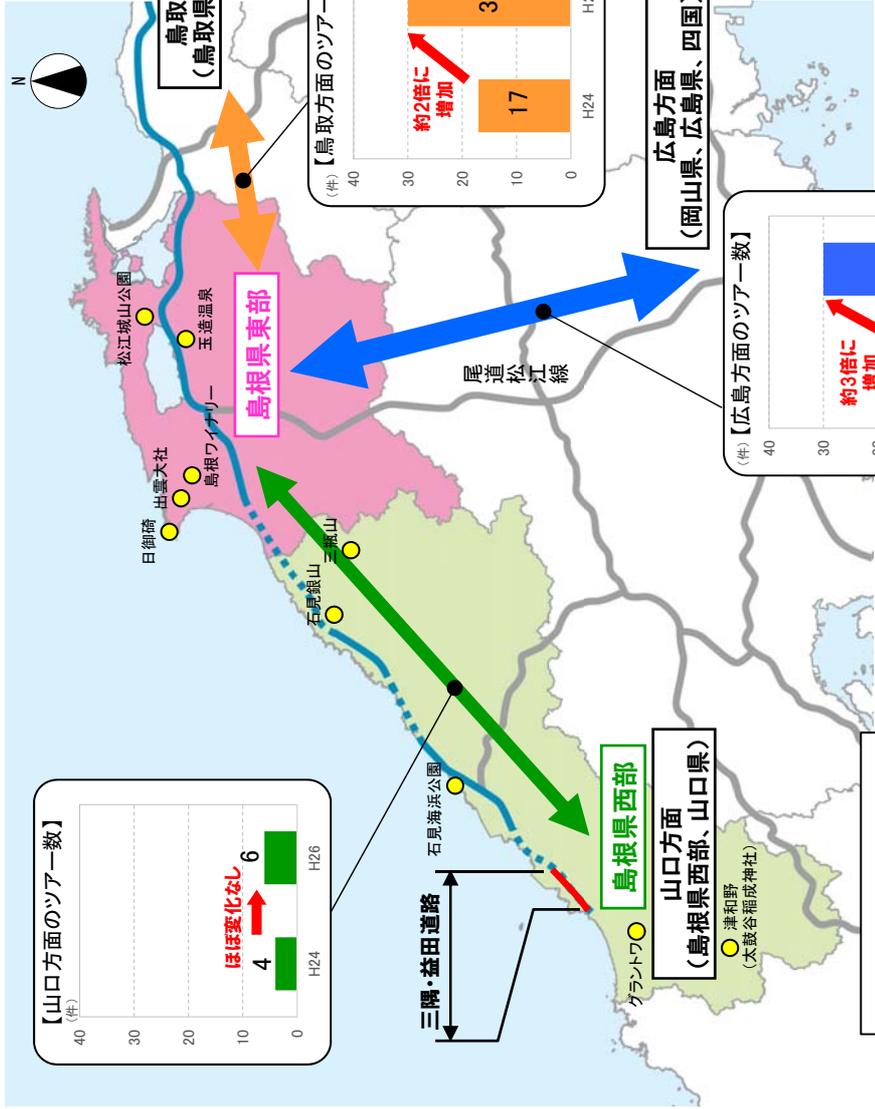
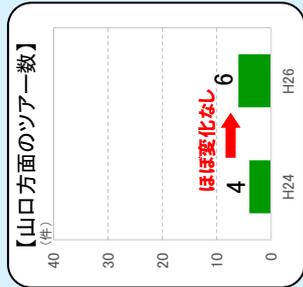
2. 事業の必要性 (1) 現状の課題

一般国道9号 三隅・益田道路

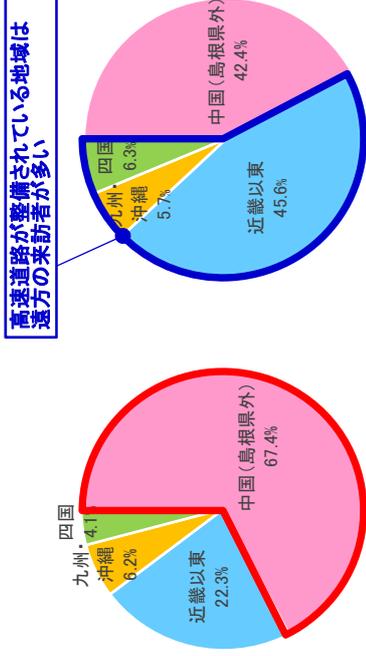
広域観光ルート^①の未形成

- ・東西方向の周遊性が悪く、島根県東部から山口方面(島根県西部・山口県)のツアー数が少ない。
- ・島根県西部へは中国地方以外からの観光客が少なく、全体の観光客数も伸び悩んでいる。

中国地方を周遊する主な観光ツアーの状況

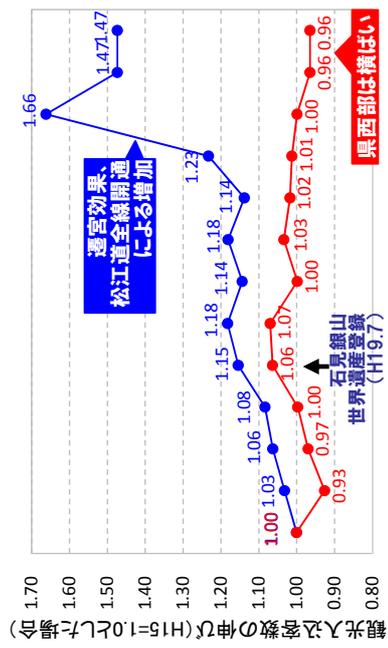


島根県東部・西部を訪問する観光客の発地内訳(H27)



島根県東部 N=3,696
島根県西部 N=1,479
(資料/平成27年島根県観光動態調査「アンケート調査結果」)

島根県内の観光入込客数の推移(H15=1.0)

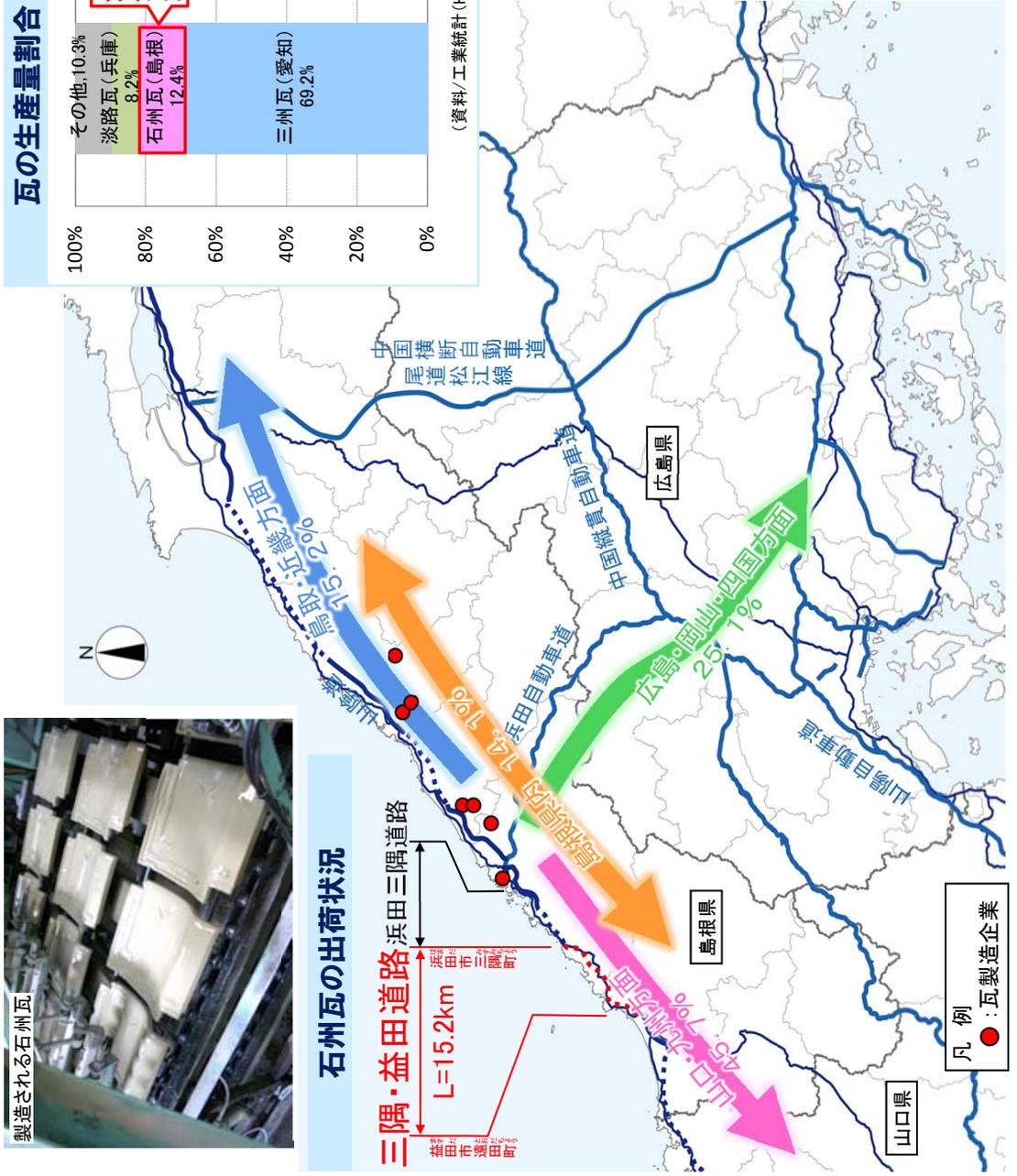
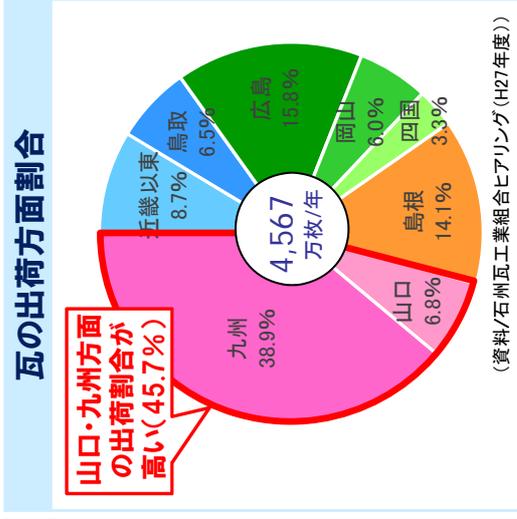


H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27
島根県東部 島根県西部
※島根県東部:松江地域・安来地域・雲南地域・出雲地域
島根県西部:大田地域・浜田地域・益田地域
(資料/「島根県観光動態調査」)

2. 事業の必要性 (2) 道路整備による効果

一般国道9号 三隅・益田道路

- ・日本三大瓦の一つである石州瓦は島根県江津市を中心に製造されており、山口・九州方面の出荷が多い。
- ・現在、線形不良等の道路構造上の課題を抱える現道を利用しているが、三隅・益田道路の開通により、山口・九州方面への配送効率の向上が期待される。



一般国道9号 三隅・益田道路
〔島根県への意見照会と回答〕



国中整企画第29号
国中整港計第6号
平成28年9月21日

島根県知事 殿

中国地方整備局長



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(ご依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、中国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成28年10月17日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

(別紙)

事業名	「対応方針（原案）」案※	備考
江の川下流土地利用一体型水防災事業 (川平地区)	継続	
一般国道9号 三隅・益田道路	継続	

※貴県の意見を踏まえ、「中国地方整備局事業監視委員会」へ諮る対応方針（原案）を作成するためのものです。

■ご意見の送付期限：平成28年10月6日（木）までをお願いします。

※様式自由

■送付先・お問い合わせ先

中国地方整備局 企画部企画課

課長補佐 藤原（内線：3153）

施策分析評価係長 藤野（内線：3186）

TEL：082-221-9231（代表）

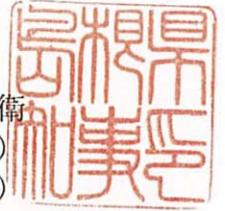
FAX：082-227-2651

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

河 第 4 5 3 号
平成28年9月28日

中国地方整備局長 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(土木部 河川課)
(土木部高速道路推進課)



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る
意見照会について(回答)

平成28年9月21日付け国中整企画第29号、国中整港計第6号で意見照会のあ
った下記事業について、継続するとの対応方針(原案)については異存ありません。
なお、個別の事業についての意見は別紙のとおりです。

記

- ・ 江の川下流土地利用一体型水防災事業(川平地区)
- ・ 一般国道9号 三隅・益田道路



(担当)

河川課 古川

電話 0852-22-6747

高速道路推進課 森山

電話 0852-22-6134

(別紙)

中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)案に対する意見

【河川事業】

事業名	江の川下流土地利用一体型水防災事業（川平地区）
対応方針に対する意見 （対応方針：継続）	妥当である
<p>（意見）</p> <p>江の川下流土地利用一体型水防災事業（川平地区）については、山間部の狭い土地の有効利用を図りながら、治水安全度の確保に有効な事業であり、早期完成を図って頂きたい。</p> <p>また、江の川下流域の河川改修は、無堤防区間が数多く残されており、堤防整備率は、上流側（広島県側）に比べて非常に低いことから、無堤防箇所を解消を図り、常に水害の危険にさらされている地域住民の安全安心を一日でも早く確保して頂きたい。</p>	

【道路事業】

事業名	一般国道9号三隅・益田道路
対応方針に対する意見 （対応方針：継続）	妥当である
<p>（意見）</p> <p>一般国道9号三隅・益田道路は、地域産業の活性化や地域間交流の促進に大きく寄与するとともに、国道9号の事故・災害時の代替道路機能の確保、救急医療活動の支援に必要不可欠な路線であることから早期完成を図って頂きたい。</p> <p>また、山陰道の未着手区間の早期事業着手、特に計画段階評価中の小浜～田万川間については平成29年度の新規事業化を行うとともに、事業中区間の事業促進を図り、2020年を目途に山陰道全線の開通を図って頂きたい。</p> <p>なお、道路利用者から声が上がっているトイレ等の休憩施設について、現道の道の駅への案内誘導等、配慮願いたい。</p>	